

# 市制施行について

地方自治法第8条第3項の規定に基づき、平成8年4月1日をもって千葉県印旛郡印西町は千葉県印西市となりました。

※住所表示については裏面をご覧ください。

市制施行後（H 8． 4． 1 以降）の住所表示については、下記のとおりになりました。

（変更点）

- 「印旛郡」の表示がなくなりました。
- 「印西町」が「印西市」となりました。
- 「大字木下」、「大字竹袋」、「大字平岡」、「大字別所」、「大字宗甫」、「大字小林」、「大字平岡官堤」、「大字小林官堤」及び「大字小林官堤腹」については、大字の表示がなくなりました。
- 「番地の」、「番地内」、「番地の内」の表示については、「の」、「内」がなくなり「番地」となりました。

（例）

千葉県印旛郡印西町大字木下〇〇〇番地の△

↓

千葉県印西市木下〇〇〇番地△

問 印西市役所総務部総務課

市民部市民課

0 4 7 6 （ 4 2 ） 5 1 1 1 （代）